

JIS

ゴム—カーボンブラックの定量— 熱分解法及び化学分解法

JIS K 6227:1998

(ISO 1408:1995)

(2002 確認)

(2006 確認)

平成10年3月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

今回の制定は、国際規格に整合させるために、ISO 1408 : 1995, Rubber—Determination of carbon black content—Pyrolytic and chemical degradation methodsを基礎として用いた。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 10.3.20

官 報 公 示：平成 10.3.20

原案作成協力者：財団法人化学品検査協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学部会（部会長 三田 達）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課（☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

日本工業規格

JIS

ゴム—カーボンブラックの定量 K 6227 : 1998
—熱分解法及び化学分解法

正 誤 票

ページ	位置	誤	正
表紙2	下から6行目	(原案作成協力者 追加)	, 社団法人 日本化学工業協会

備考1. この正誤票は、第1刷に対するものです。

2. この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料機械規格課 (☎ 100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) にご連絡ください。

1998.12 日本規格協会 発行

白
紙

ゴム—カーボンブラックの定量—
熱分解法及び化学分解法K 6227 : 1998
(ISO 1408 : 1995)Rubber—Determination of carbon black content—
Pyrolytic and chemical degradation methods

序文 この規格は、1995年に第3版として発行されたISO 1408, Rubber—Determination of carbon black content—Pyrolytic and chemical degradation methodsを翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“箇所”は、原国際規格にはない事項である。

警告 この規格の利用者は、通常の実験室の作業に精通しているべきである。この規格は、その使用に関連して起こるすべての安全上の問題を扱おうとするものではない。この規格の利用者は、各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置を講じ、各国の規制条件に合致することを確認しなければならない。

1. 適用範囲

1.1 この規格は、ゴム中のカーボンブラック含有量の測定に用いる熱分解法(A法)及び二つの化学分解法(B法及びC法)について規定する。

1.2 **A法** 本法が望ましい方法であり、次に示す重合体に用いるのがよい。ただし、鉛塩及びコバルト塩、黒鉛カーボンブラック、フェノール樹脂及びその他の樹脂、ビチューメン、セルロースなどは、熱分解中に炭素質残さを生成するため、これらの配合材料が存在する場合は適用しない。

- ポリイソプレン(天然又は合成)
- ポリブタジエン
- スチレンブタジエン共重合体
- ブチルゴム
- アクリルゴム
- エチレンプロピレン共重合体
- エチレンプロピレンターポリマー
- ポリエーテル
- ポリエチレン誘導重合体
- シリコーンゴム
- フルオロシリコーンゴム
- クロロスルホン化ポリエチレン[塩素含有量が30 % (m/m)未満]

熱分解温度で、アルミナや炭酸カルシウムのように分解又は脱水する無機充てん剤が存在する場合、若しくは、この温度で、ハロゲン化重合体と揮発性ハロゲン化物を生成する無機充てん剤が存在する場合は、この試験方法の精度が影響を受けることがある。

この方法は、クロロブレンゴム及びアクリロニトリルを30 % (m/m)を超えて含有するアクリロニトリルブタジエンゴムには適用できない。

参考 ポリエチレン誘導重合体の中で、塩素化ポリエチレンは、窒素中での熱分解時に炭素質残さを生成する